第十二条の二の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項中「第二十条の四第二項第一号」を「第二十条の三第二項第一号」に、「同号の固定資産」を「同条第一項の個人の事業（同項に規定する事業をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の用に供する特定船舶（同条第一項に規定する特定船舶をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第一項」を「同項」に、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に改め、「（同項に規定する事業を生ずべき事業又は不動産所得を生ずべき業務をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に、「特別修繕準備金勘定」を「特別修繕準備金」に、「第二十条の四第三項」を「第二十条の三第三項」に、「金額。以下この条」を「金額。次項、第三項及び第十二項第一号」に、「第二十条の四第四項」を「第二十条の三第四項」に、「固定資産について」を「特定船舶について」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二十条の四第二項第二号」を「第二十条の三第二項第二号」に、「同号に規定する特定船舶（以下この項において「特定船舶」という。）」を「同条第一項の個人の事業の用に供する特定船舶」に、「、前項第一号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「同条第四項」を「法第二十条の三第四項」に、「固定資産」を「特定船舶」に改め、同条第三項中「第二十条の四第二項第三号」を「第二十条の三第二項第三号」に改め、「又は築造」を削り、「固定資産と」を「個人の事業の用に供する特定船舶と」に、「他の資産」を「他の船舶」に、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じそれぞれ当該各号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「固定資産を」を「特定船舶を」に、「建造し、若しくは築造した」を「建造した」に、「建造若しくは築造」を「建造」に、「固定資産に」を「特定船舶に」に、「同条第四項」を「法第二十条の三第四項」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「第二十条の四第一項」を「第二十条の三第一項」に、「固定資産」を「特定船舶」に、「及び名称、その所在する場所その他の」を「、名称及び船籍港その他」に改め、「又は月数」を削り、同条第六項中「又は月数」を削り、同条第七項中「又は月数」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「第一項又は第三項」を「同項」に改め、同条第九項中「固定資産」を「特定船舶」に改め、「第一項又は」を削り、同条第十項中「第二十条の四第四項」を「第二十条の三第四項」に、「準備金設定資産（同項）」を「次の各号に掲げる準備金設定特定船舶（同条第三項）に、「準備金設定資産を」を「準備金設定特定船舶を」に、「が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するか」を「の区分」に改め、同項第一号中「がある準備金設定資産」を「がある準備金設定特定船舶」に、「当該準備金設定資産が第一項各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める月数」を「六十月（当該準備金設定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二月）」に改め、同項第二号中「準備金設定資産　当該準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶　当該準備金設定特定船舶」に改め、「若しくは築造」を削り、「当該準備金設定資産が第三